

2017年度 認定社会福祉士スクールソーシャルワーク研修事前課題のご案内

提出期限：2017年11月15日（水）消印有効（メールでの提出は同日23：59まで）

本研修は、当日の研修効果をより高くするために事前課題を設定しています。事前課題の作成にあたっては、必ず以下の「審査基準」「注意事項」をご確認ください。

【テーマ】

「公益社団法人日本社会福祉士の倫理綱領」や「子どもの権利条約」を参考に、スクールソーシャルワークの価値と倫理について、専用の原稿用紙で1,000字～1,200字以内にまとめてください。

■審査基準

提出された事前課題は、次の審査基準に基づき内容を審査します。

- ① 「公益社団法人日本社会福祉士の倫理綱領」を理解できているか。
- ② 「子どもの権利条約」を理解できているか。
- ③ スクールソーシャルワーカーの学校領域における実践場面において「公益社団法人日本社会福祉士の倫理綱領」及び「子どもの権利条約」に照らし合わせた際、具体的にどのような課題が出てくるのかについて理解できているか。

■注意事項

(1) 課題の作成について

- ・ 事前課題の文字数は、1,000～1,200字とします。
- ・ 句読点等も文字数として換算しますが、空白欄は文字数として換算しません。
- ・ 事前課題の用紙は、本会ホームページに掲載しています「事前課題用紙」をご使用ください。
- ・ 事前課題は、Word、手書きのどちらで作成いただいてもかまいません。
- ・ 提出いただく事前課題用紙には、必ず必要事項（氏名、ページ番号）を記入（入力）してください。必要事項が記入（入力）されていない場合には、事前課題を受理できない場合がありますので、ご注意ください。必要事項をWordで入力いただく際は、ヘッダー欄に入力いただくため、入力いただく箇所の上でダブルクリックしてから入力してください。

(2) 提出方法

- ・ 事前課題は郵便あるいはメールで送付ください。
【提出先】 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町1-2-2 広島県社会福祉会館4階
（公社）広島県社会福祉士会 村上・藤田行き
認定研修専用アドレス：kensyu@htc.or.jp
- ・ **提出期限：2017年11月15日（水）消印有効 メールでの提出は同日23：59まで**
- ・ 未着について、申込期限後には対応できかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) 事前課題審査及び受講可否連絡について

- ・ 提出いただいた事前課題は、公益社団法人広島県社会福祉士会子ども家庭支援委員会で審査します。
- ・ 審査の結果、基準を満たしていないと判断された場合には、11月30日（木）までに郵送にてご連絡いたします。※審査に合格された場合、本会からの連絡はありません。

問い合わせ先

（公社）広島県社会福祉士会 事務局（担当：村上・藤田）

〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町1-2-2 広島県社会福祉会館4階

TEL：082-254-3019 FAX：082-254-3018